○北信保健衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

（令和５年３月９日　条例第２号）

（趣旨）

第１条　この条例は、北信保健衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　諮問庁　北信保健衛生施設組合情報公開条例（平成14年北信保健衛生施設組合条例第１号。以下「情報公開条例」という。）第19条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第２条第１号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした組合の機関（北信保健衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年北信保健衛生施設組合条例第１号。以下「法施行条例」という。）第２条第１項に規定する組合の機関をいう。以下同じ。）をいう。

⑵　公文書　情報公開条例第２条第２号に規定する公文書をいう。

⑶　保有個人情報　個人情報保護法第78条第１項第４号、第94条第１項又は第102条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第１項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

（設置）

第３条　次に掲げる事務を行うため、組合に、北信保健衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

⑴　情報公開条例第19条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

⑵　実施機関の諮問に応じ情報公開制度の運用に関する事項について調査審議すること。

⑶　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

⑷　法施行条例第８条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

⑸　北信保健衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年北信保健衛生施設組合条例第５号）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

⑹　北信保健衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第４条　審査会は、委員５人以内で組織する。

（委員）

第５条　委員は、識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することができる。

４　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第６条　審査会に、会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第７条　審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

４　特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、組合事務局において処理する。

（審査会の調査権限）

第９条　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第10条　審査会は、前条第３項の規定による資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第３項において準用する同法第74条（個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは行政不服審査法第81条第３項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第４項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（行政不服審査法の適用）

第11条　審査会の審査請求についての調査審議については、前２条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第３項の規定により読み替えて準用する同法第５章第１節第２款（同項において準用する同法第74条の規定については個人情報

保護法第106条第２項の規定により読み替えられた規定を含み、行政不服審査法第77条及び第78条中交付の請求に係る部分を除く。）の定めるところによる。

第12条　審査会は、第３条第２号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは実施機関に対して、同条第４号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは組合の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

２　審査会は、第３条第２号に掲げる事務を行うため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同条第４号に掲げる事務を行うため特に必要があると認めるときは組合の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第13条　審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（北信保健衛生施設組合情報公開等審査会条例の廃止）

第２条　北信保健衛生施設組合情報公開等審査会条例（平成14年北信保健衛生施設組合条例第３号）は、廃止する。

（北信保健衛生施設組合情報公開等審査会条例の廃止による旧審査会の廃止に伴う経過措置）

第３条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の北信保健衛生施設組合情報公開等審査会条例（以下「旧条例」という。）第１条の規定により設置された北信保健衛生施設組合情報公開等審査会（以下「旧審査会」という。）にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

２　この条例の施行の際旧審査会が行っている法律施行条例附則第２条の規定による

廃止前の北信保健衛生施設組合個人情報保護条例（平成14年北信保健衛生施設組合条例第２号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する調査審議については、第３条に規定する審査会の事務に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

３　この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第６条第５項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。